

木材関連事業の区分、範囲 [法律施行規則]

(1) 第一種木材関連事業

(a) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。以下同じ。)をする事業(第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。)

[例: 素材生産業者から丸太を買い取り、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業]

(b) 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業(第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。)

[例: 自社林を自ら伐採し、製材、あるいは合板、集成材、チップ等を製造、輸出又は販売する事業]

(c) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者(その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む。)が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

[例: 森林組合、木材市場、県森連等]

(d) 木材等の輸入を行う事業 (輸入の事業部門が一種となり、販売する部門・部分からは二種となります。)

(2) 第二種木材関連事業 木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

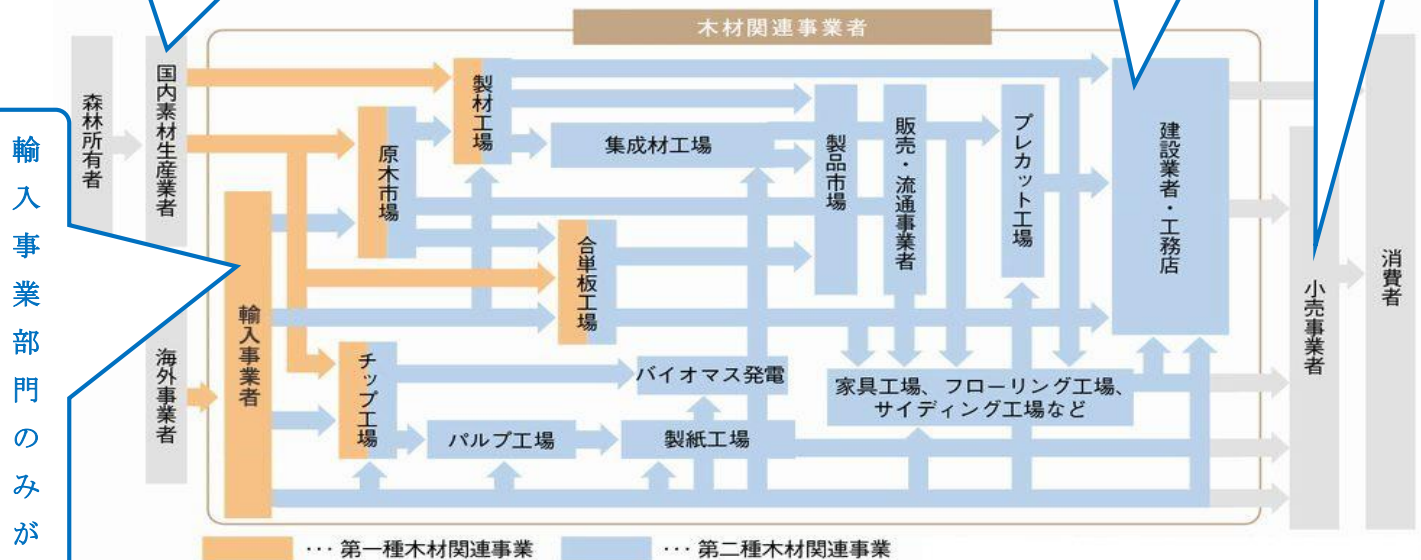
【木材関連事業者の範囲】

伐採業者です。丸太の販売等を森林組合、木材市場、県森連等を経由しないで直接行っていけば対象範囲です。

建築関係は消費者に販売ではありませんが、対象範囲です。

DIY、ホームセンターなどの小売業は対象外、卸売業は対象範囲です。

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したものである。また、木材等の輸出事業者は省略している。

輸入事業部門のみが一種です。